

滋賀発

事業承継
プロジェクト

事業承継の第一歩を御支援！

補助金額最大

30万円

承継準備型 事業承継補助金

事業の売却を考えている方を対象とする補助金制度です。
企業価値の評価を測定する際の費用を補助し、第3者承継を進める第一歩を御支援します。

このようなときに活用できます

CASE
01

第3者への
事業承継を
検討している



CASE
02

事業を売りたいが、
その適正な
売値がわからない



CASE
03

事業の正確な
価値を知ること
で、
事業承継の
足掛かりとしたい



補助概要 企業価値の評価に係る経費補助

対象経費 企業価値評価費用
(例) 企業概要作成費、株価算出表作成費等

補助金額 ・最大30万円を上限
・補助率2/3

補助要件

- 1 中小企業基本法第2条に規定する県内中小企業者
- 2 代表者が満60歳以上
- 3 「滋賀県事業承継ネットワーク」参加機関と連携して事業計画を策定すること

※「滋賀県事業承継ネットワーク」：商工会・商工会議所・金融機関等から構成される。事務局は大津商工会議所。

左の①～③すべての要件を満たす方が対象となります。

受付期間 令和2年5月1日(金)～12月28日(月) 正午締切

※対応可能件数に達し次第、受付を終了します。

お問い合わせは
こちらまで

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課

滋賀 承継準備型事業承継補助金

077-528-3733

fb00@pref.shiga.lg.jp

※お電話の受付は平日の8:30～17:15になります。